

団体規約

市民団体光が丘プレーパーク

ver_1.2

これはわたしたちの基本ルールブック

だん たい き やく

団体規約 です。

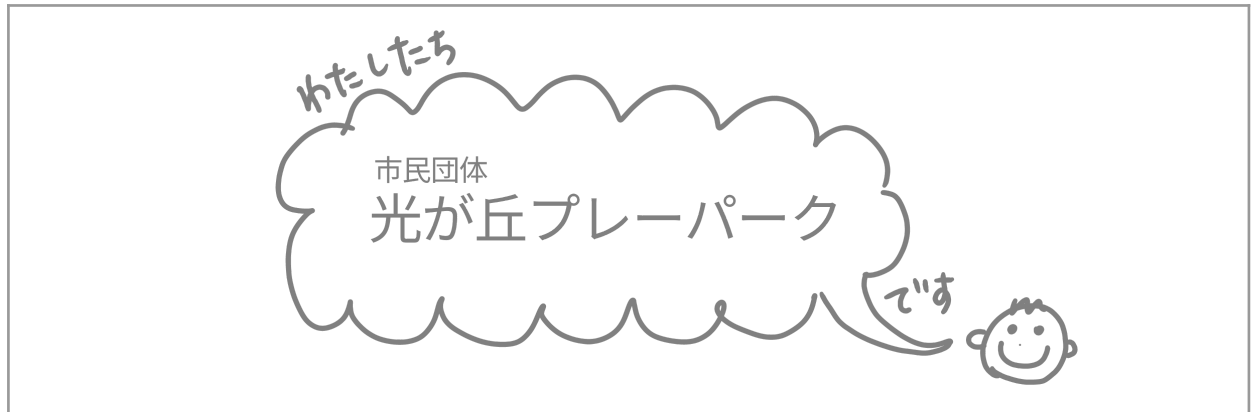


一般参加者・フレともの声も聞きながら
応援団員のみなで、どんどん改良していきましょう。

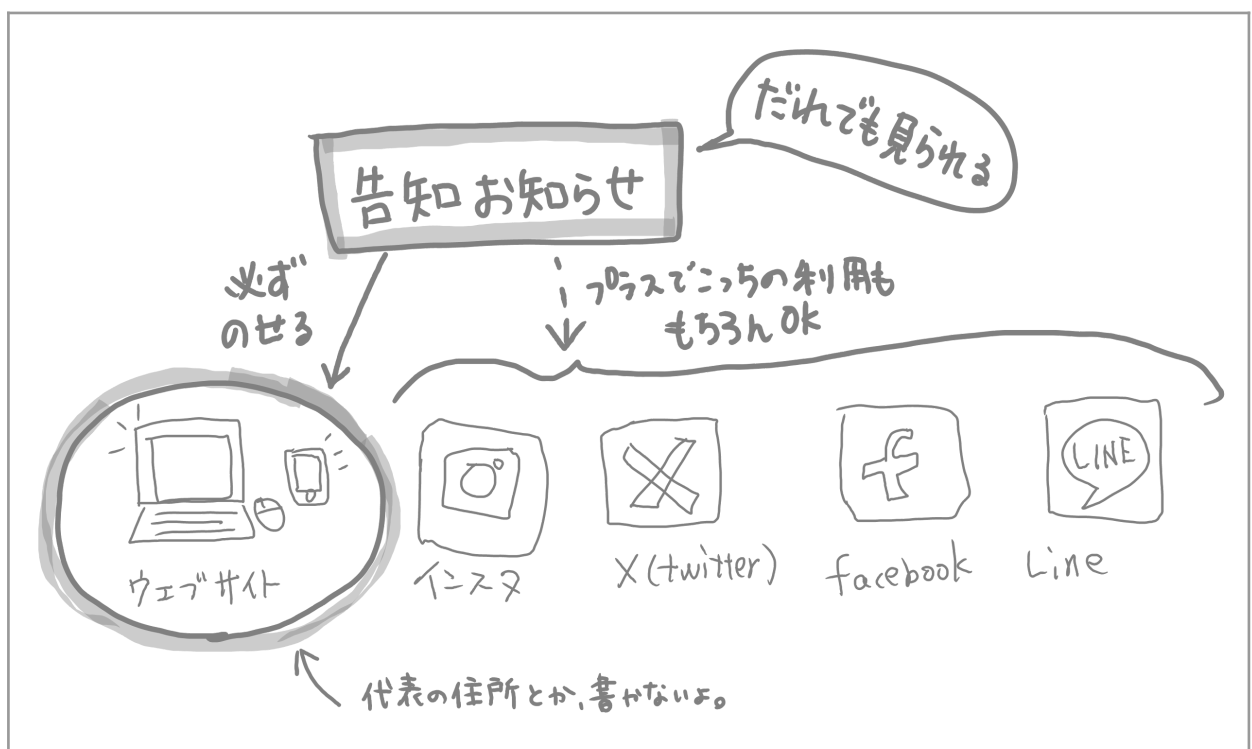


第1章 わたしたち団体について

第1条 名前、お知らせ、事務所

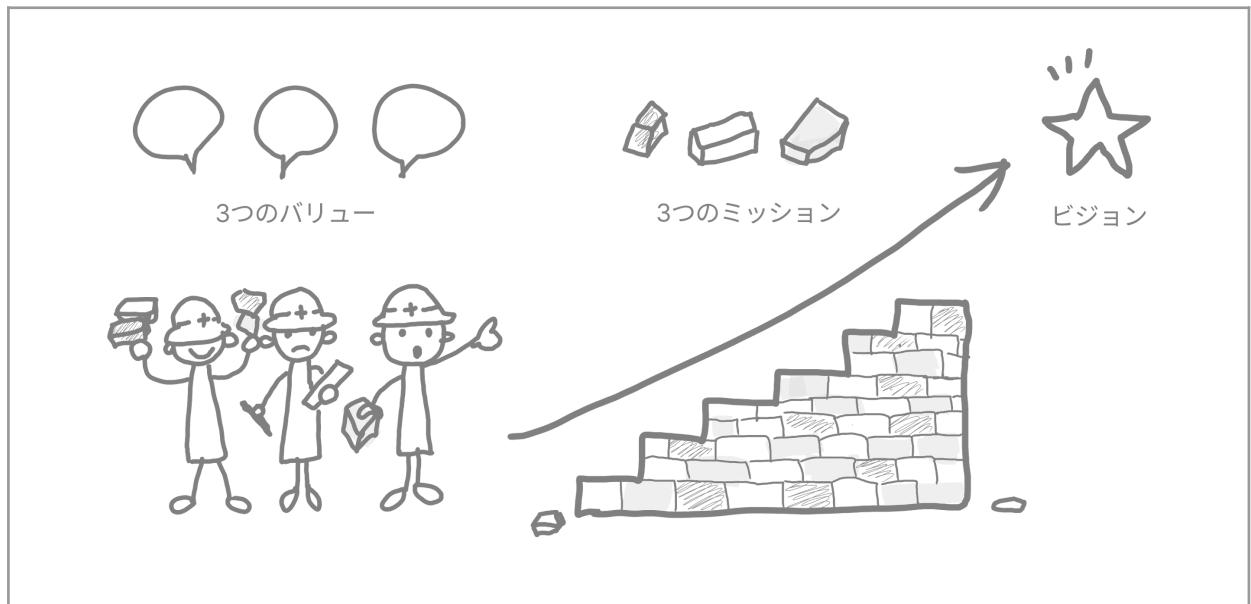


1. わたしたち団体は、「市民団体光が丘プレーパーク」という名称です。



2. わたしたち団体の公式の情報・お知らせは公式ウェブページに掲載します。利便性向上のためにSNS等その他の方法を併せて用いることもあります。
3. 団体の所在地を代表の自宅に置きますが、その所在地は一般の方には非公開とします。

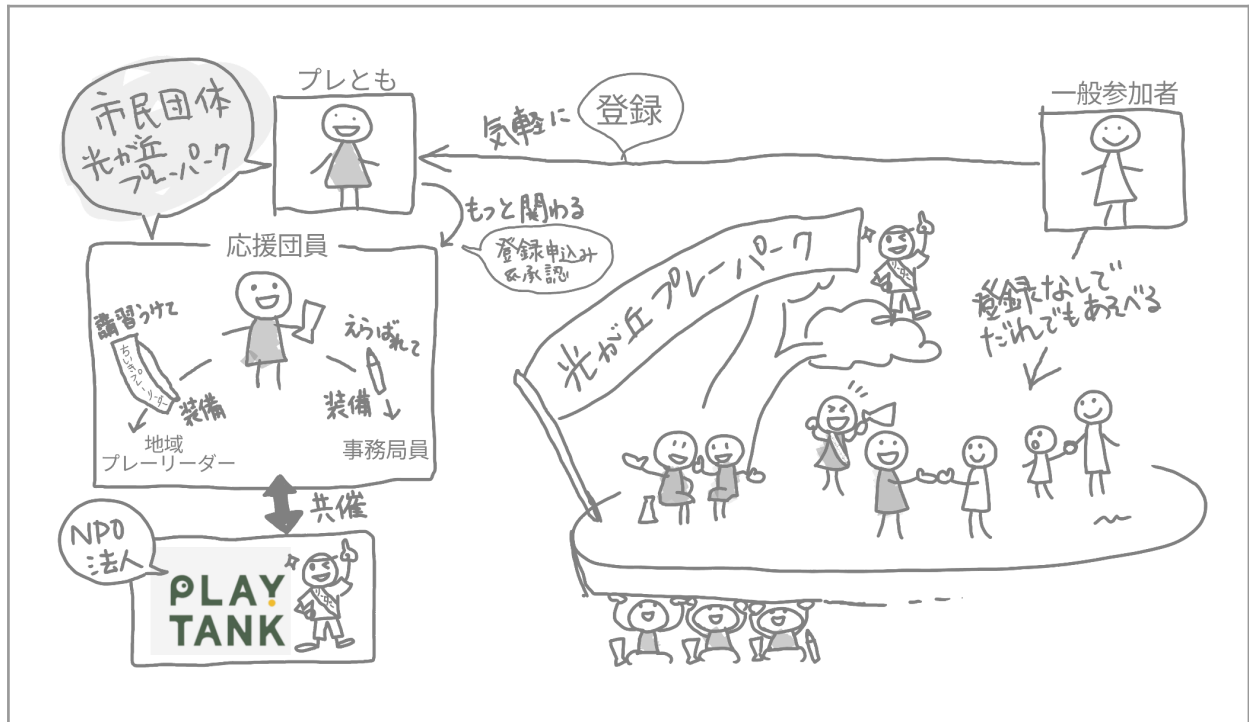
第2条 目的及び活動内容の宣言



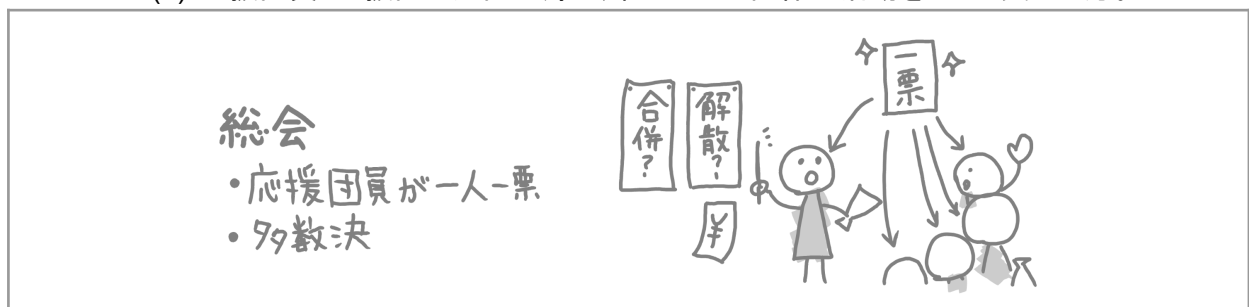
1. わたしたち団体は「子どもののびやかで自分らしい成長を応援し喜びあえる社会の実現」を目指しています。(ビジョン／理想の未来)
2. ビジョンの達成のために、わたしたち団体は以下のことに取り組みます。(ミッション／理想の未来のために何をするか)
 - (1) 子どもが遊びを通して心を開放できる遊び場をつくること
 - (2) 遊び場に集まる子どもや大人にとって、家・学校・職場とは別の安心できる居場所となること
 - (3) 遊び場に集まる子どもや大人と協働しながら活動を継続していくこと
3. わたしたち団体は、以下の問いを持ち続けながら活動をしていきます。(バリュー／やり切るために大切にすべき価値観)
 - (1) わたしたち団体の遊び場は、自らの世界を広げていく子どもたちにとって、心の向くまま挑戦する足がかりであり、また安心して心を休めることができる場所であるか
 - (2) わたしたち団体の遊び場は、子どもを介して多くの人が気軽に利用できるもので、自然に声を交わし合うゆるやかな繋がりや、なじみのある交流関係を構築できるような場所であるか
 - (3) わたしたち団体の遊び場では、集まる子どもや大人それぞれの持つ多様な「得意」や「やってみたい気持ち」を活かして関わり合うことができ、また、遊び場づくり活動にも色々な濃さや役割で参加できるか

第2章 プレとも・応援団員について

第3条 わたしたち団体の構成



1. わたしたち団体が開催する「光が丘プレーパーク」は、ふと立ち寄った方でも楽しく過ごしていただける遊び場です。ですが、ともに活動していただくと、遊び場をより豊かに楽しむことができます。わたしたち団体には、活動環境を整える役割を担うプレともと応援団が設けられています。応援団は応援団員により構成され、応援団員は第4条に定める条件を満たした場合地域プレーリーダーと事務局¹員の肩書きを得られます。
2. わたしたち団体の活動へ参加される方は以下の3つに分類できます。
 - (1) 一般参加者: 登録不要。わたしたち団体の遊び場に遊びに来てくれる方、ふと立ち寄った方。
 - (2) プレとも: プレともとして登録し、わたしたち団体の遊び場を楽しく居心地の良い場所にする活動をともにして下さる方。
 - (3) 応援団員: 応援団に入団登録し、わたしたち団体の活動をともに支える方。

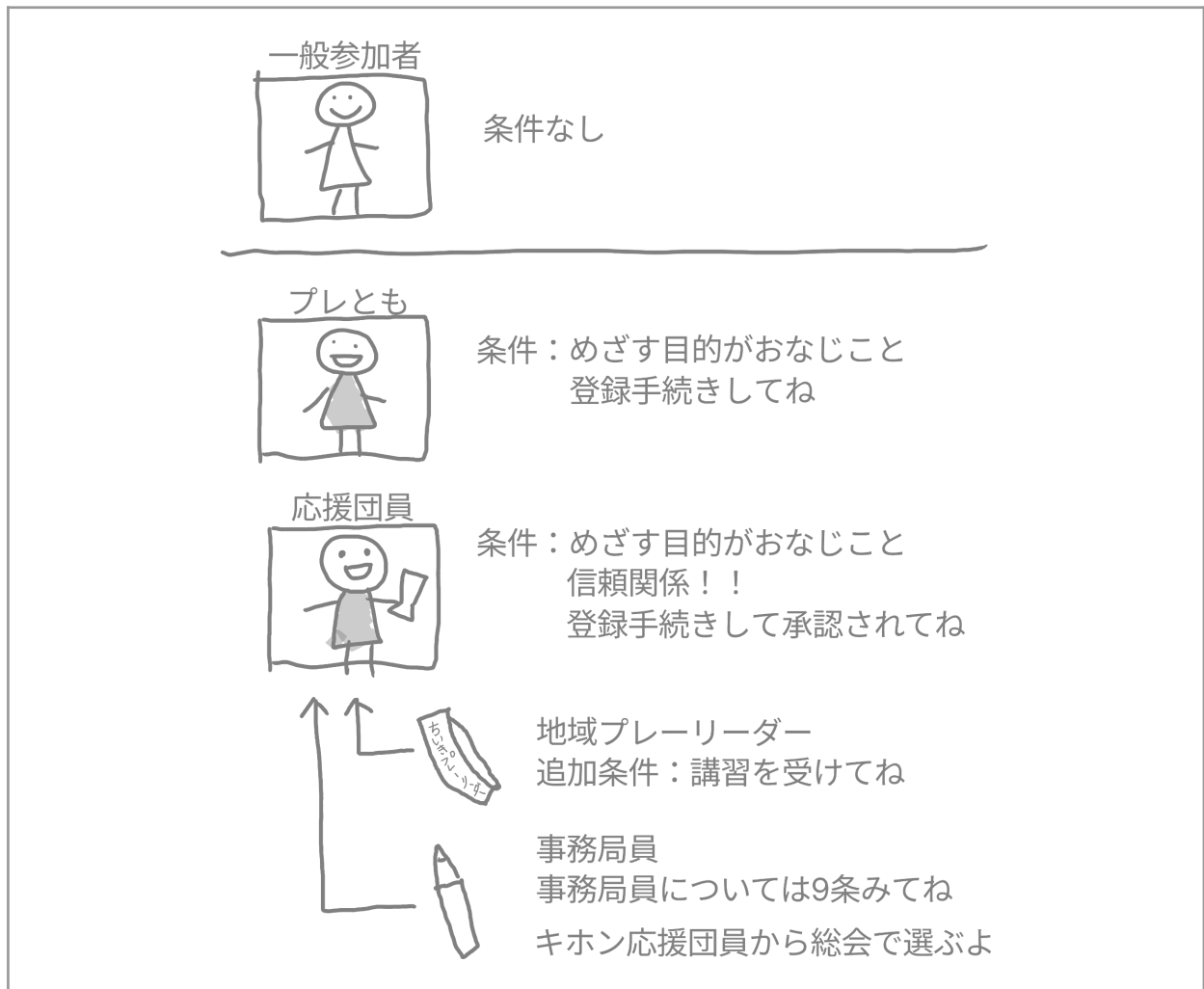


3. 応援団員は、総会²にて1人あたり1議決権を行使できます。

¹ 事務局→第8条

² 総会→第14条、第15条

第4条 プレともまたは応援団員の登録条件



1. プレともになるためには、以下すべての条件を満たす必要があります。
 - (1) 目的への賛同：
わたしたち団体の「目的及び活動内容（本規約の第2条に宣言）」に賛同し、プレともになることを希望する団体または個人であること。
 - (2) 手続き：
別に定める「プレともになる方法」に従って登録すること。
2. 応援団員として応援団に入団登録するためには、以下すべての条件を満たす必要があります。
 - (1) 目的への賛同：
わたしたち団体の「目的及び活動内容（本規約の第2条に宣言）」に賛同し、入団を希望する団体または個人であること。
 - (2) 信頼関係（以下のいずれか）：
 - A. わたしたち団体との信頼関係があると、既に応援団員として入団されている者3人以上が認めること。ここで「信頼関係がある」とは、「わたしたち団体とその入団希望者とはお互い安心した状態で頼りにしあえる関係であり、応援団員として触れる可能性のある情報や物品等を預けるに足る人物であること」を指します。

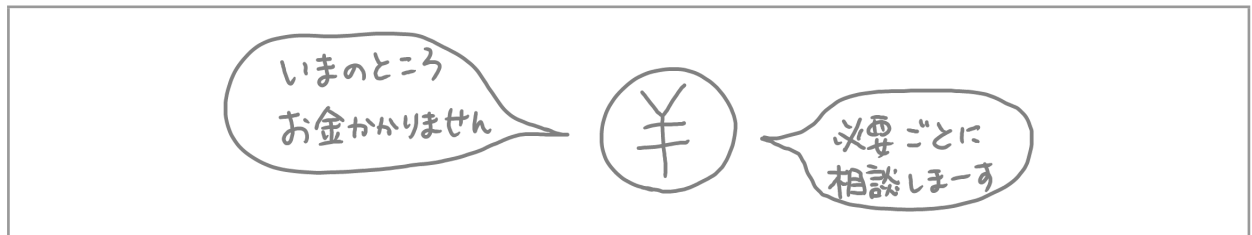
B. 上述のAと同等以上の信頼関係があると代表が認めること。

(3) 手続き:

別に定める応援団入団登録申込方法に従って代表に申し込み、承認を得ること。

3. 応援団員のうち地域プレーリーダーになるためには、応援団員としての入団登録の条件をすべて満たすほか、わたしたち団体が指定する講習を受けることを必要とします。

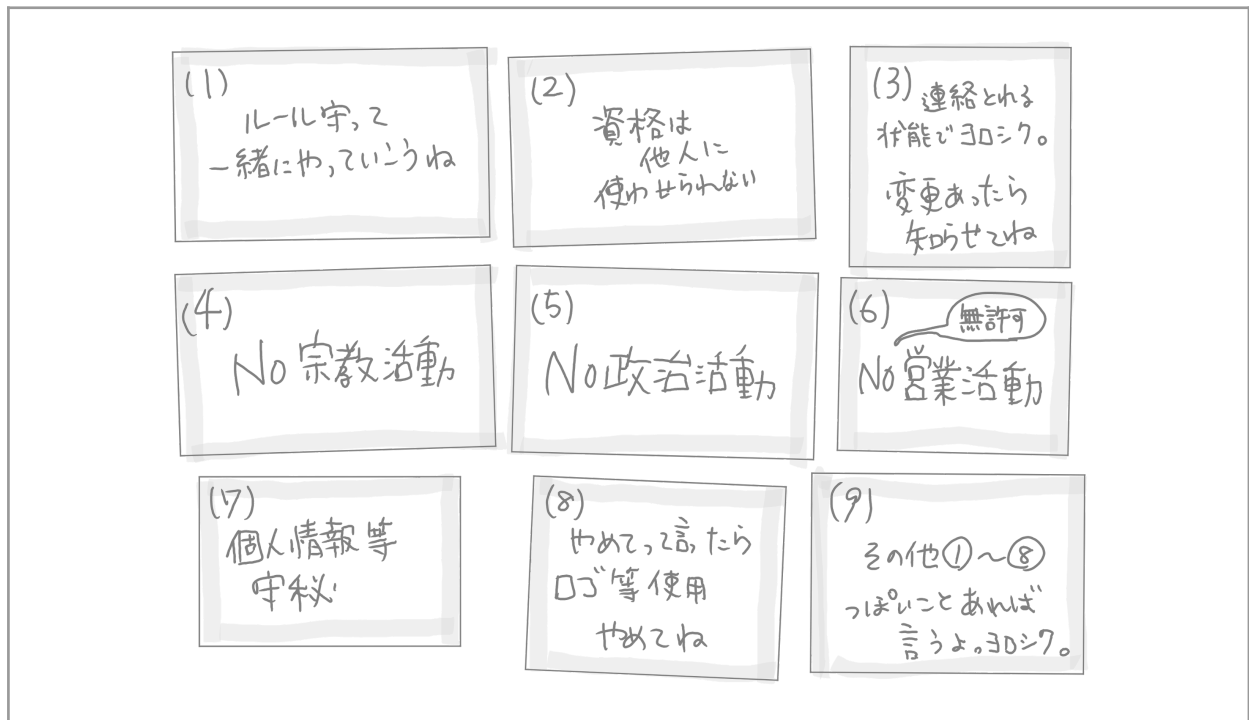
第5条 登録費その他の負担金



1. プレとも及び応援団員の登録費・入会金に類する費用及び年会費に類する費用はありません。
2. 事業経費が必要な場合は、総会の議決³により、プレとも及び応援団員より負担金を徴収する場合があります。

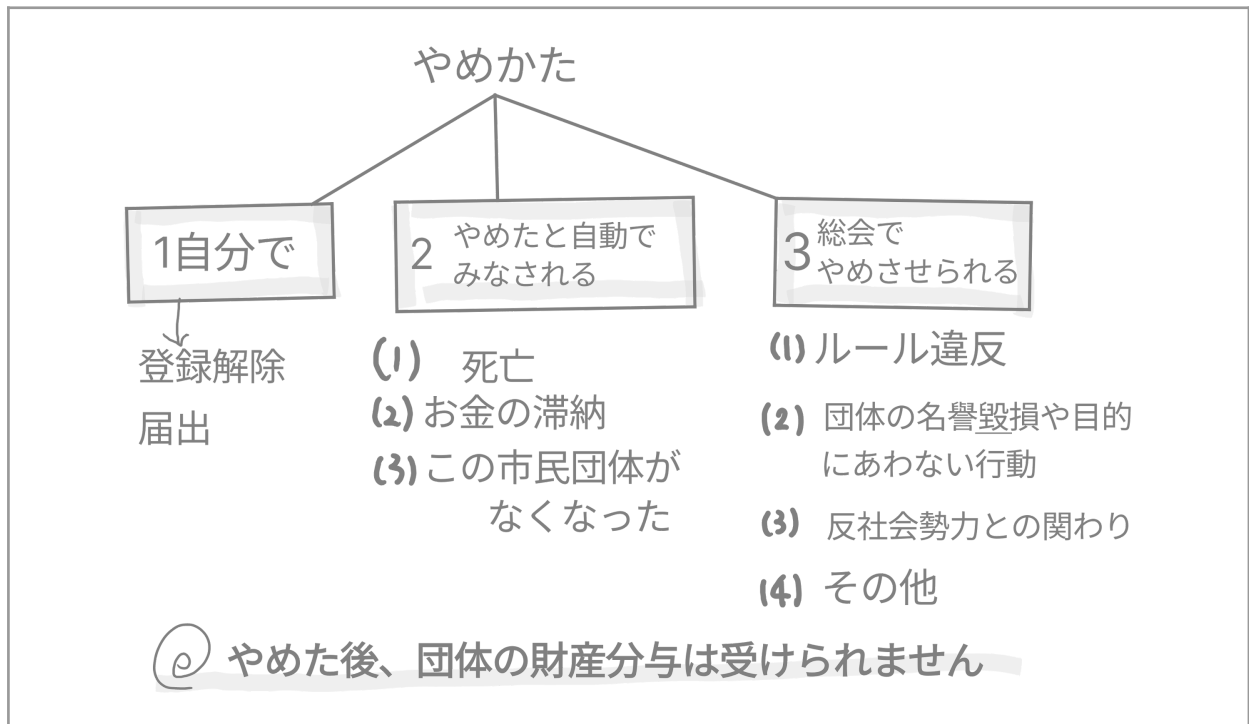
³ 総会の議決→「登録費その他の負担金等の金銭の徴収に関する事項」第15条第5項(1)にあたります。

第6条 プレとも及び応援団員としての義務



1. プレともまたは応援団員となった方が守るべきことは以下のとおりです。うち(7)(8)(9)は、プレともまたは応援団員でなくなった後も継続して守っていただく事項です。
 - (1) この団体規則や、その他団体が定めた規則等を守り、わたしたち団体の活動（総会を含む）に積極的にご参加ください。
 - (2) 登録を他の人に譲ったり、貸したりすることはできません。
 - (3) わたしたち団体と連絡が取れる状態を保ってください。登録事項に変更があったときは、速やかに変更手続きを行ってください。これを怠ったことによる不都合に、わたしたち団体は一切の責任を負うことはできません。
 - (4) わたしたち団体の活動の中で、特定の宗教を信仰する立場から行う入信活動その他これに類似する一切の行為を行ってはいけません。
 - (5) わたしたち団体の活動の中で、特定の政党もしくは候補者を支持する立場から行う選挙活動その他これに類似する一切の行為を行ってはいけません。
 - (6) わたしたち団体の活動の中で、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類似する行為をわたしたち団体の許可なく行ってはいけません。
 - (7) プレともまたは応援団員が、わたしたち団体の活動を通じて知ったり入手したりした個人情報、プレともまたは応援団員のものではありません。お仕事上得た秘密情報と同じように取り扱い、絶対にわたしたち団体の承認なく他の人に口外（メール、SNS等によるものを含む）、開示または漏洩してはいけません。また、不注意でそういった事態が起きないよう、情報の管理に配慮を尽くさなければいけません。
 - (8) たとえわたしたち団体の許可が過去にあったとしても、わたしたち団体から要請があった場合は、使用していたわたしたち団体の名称、ロゴ、リンクその他の情報を掲載媒体から削除してください。
 - (9) その他、前各号に準ずる行為があった場合、わたしたち団体が不適当と判断することがあります。その場合は団体の指示に従ってください。

第7条 プレともまたは応援団員の登録解除



1. プレともまたは応援団員は、わたしたち団体が別に定める登録解除方法により登録を解除することができます。ただし応援団員は原則として1か月以上前に代表に予告をするものとします。
2. プレともまたは応援団員が以下のいずれかにあたるときは、登録解除したとみなします。
 - (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、またはプレともあるいは応援団員である団体が解散したとき。
 - (2) 正当な理由なく登録費その他負担金⁴等を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入の確認が取れないとき。
 - (3) わたしたち団体が消滅したとき。
3. プレともまたは応援団員が以下のいずれかにあたるときは、その者に事情説明の機会が与えられた上で、総会による決議⁵により登録解除とすることができます。
 - (1) プレともまたは応援団員としての義務に違反したとき(正当な理由なく総会での意思決定に3回以上連続で不参加だったとき⁶、正当な理由なく2ヶ月以上にわたり連絡がとれない状態が続いているとき⁷を含む)
 - (2) わたしたち団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 反社会勢力に関与していることが明らかとなったとき。
 - (4) その他登録解除すべき正当な事由があると認められるとき。
4. プレともまたは応援団員が登録解除を申し出た、登録解除したとみなされた、または登録解除の決がなされた時点で、その者はわたしたち団体所有の資産について持ち分を放棄したものとし、分割請求及び清算は行いません。

⁴ 登録費その他の負担金については、第5条に定めがあります。

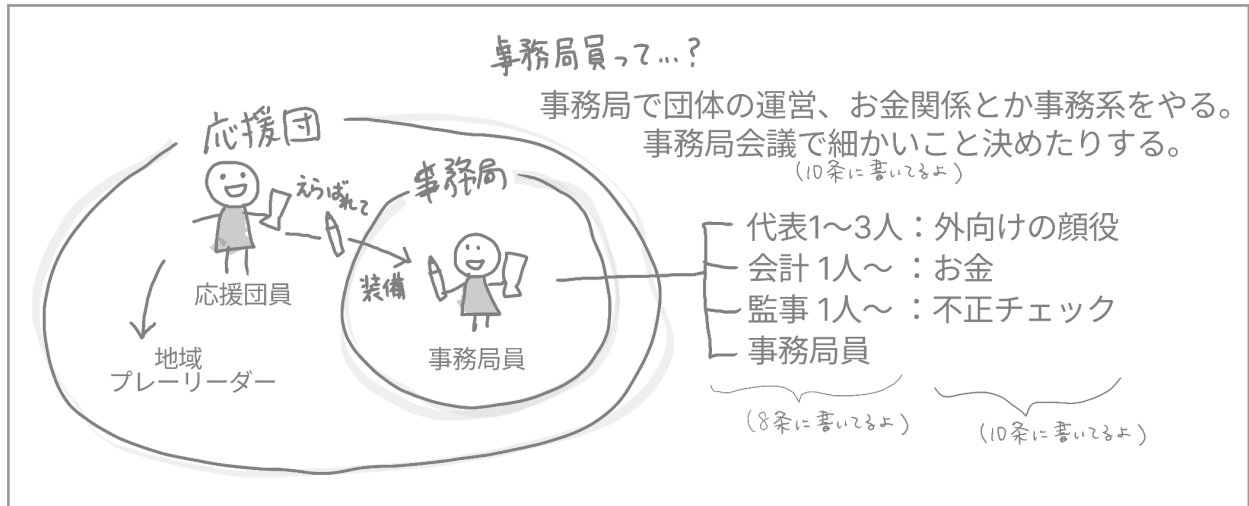
⁵ 総会の議決→「プレともまたは応援団員の登録解除」は第15条第5項(2)にあたります。

⁶ 第6条第1項(1)にあたります。

⁷ 第6条第1項(2)にあたります。

第3章 事務局員について

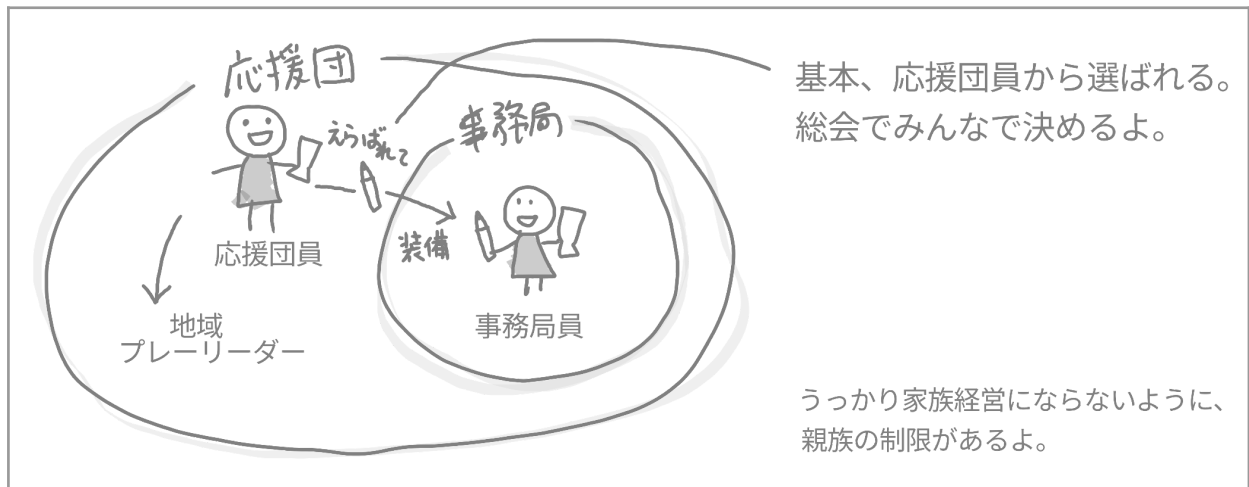
第8条 事務局員の構成



1. わたしたち団体の運営方針及び事業の決定・他団体との折衝・金銭管理・事務手続き等を担うために、応援団⁸に事務局が設けられ、以下の構成の事務局員が配置されます。
 - (1) 代表 1～3名
 - (2) 会計 1名以上(代表が兼任できる)
 - (3) 監事 1名以上(代表、会計を兼任できない)
 - (4) 事務局員 人数の定めなし

⁸ 応援団→第3条第1項

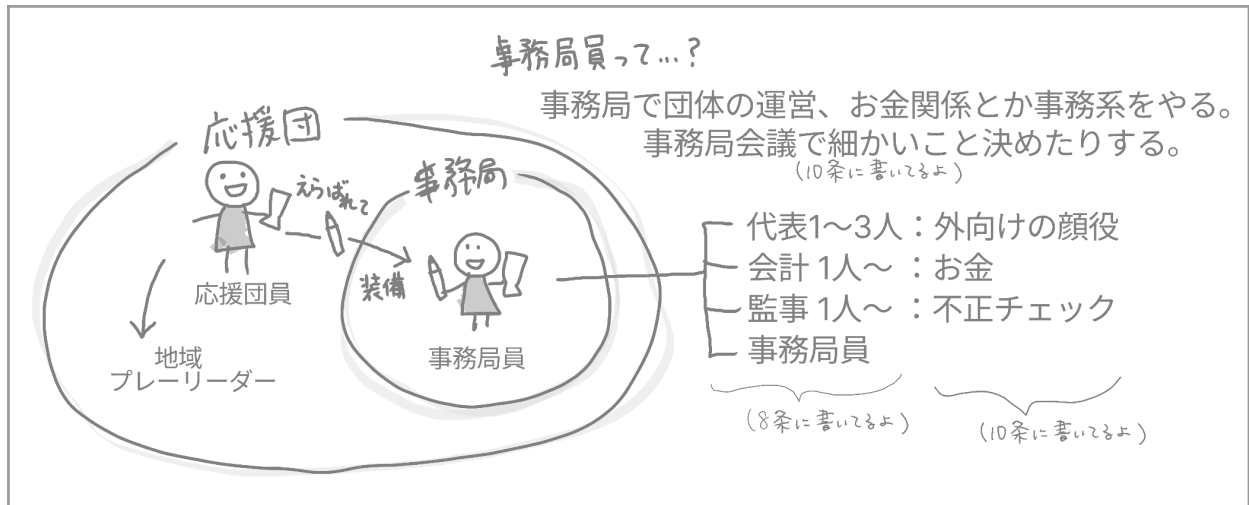
第9条 事務局員の選任



1. 事務局員は、応援団員の中から総会の決議⁹によって選任されます。必要があるときは応援団員でない者を事務局員として選任することも可能ですが、その場合その選任された者は、速やかに応援団員としての登録を得るものとし、その登録を得たその翌日から事務局員として任期を開始することができます。
2. 事務局員のうちには、それぞれの事務局員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該事務局員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が事務局員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。

⁹ 総会の議決→「事務局員選任と解任」は第15条第5項(3)にあたります。

第10条 事務局員の職務



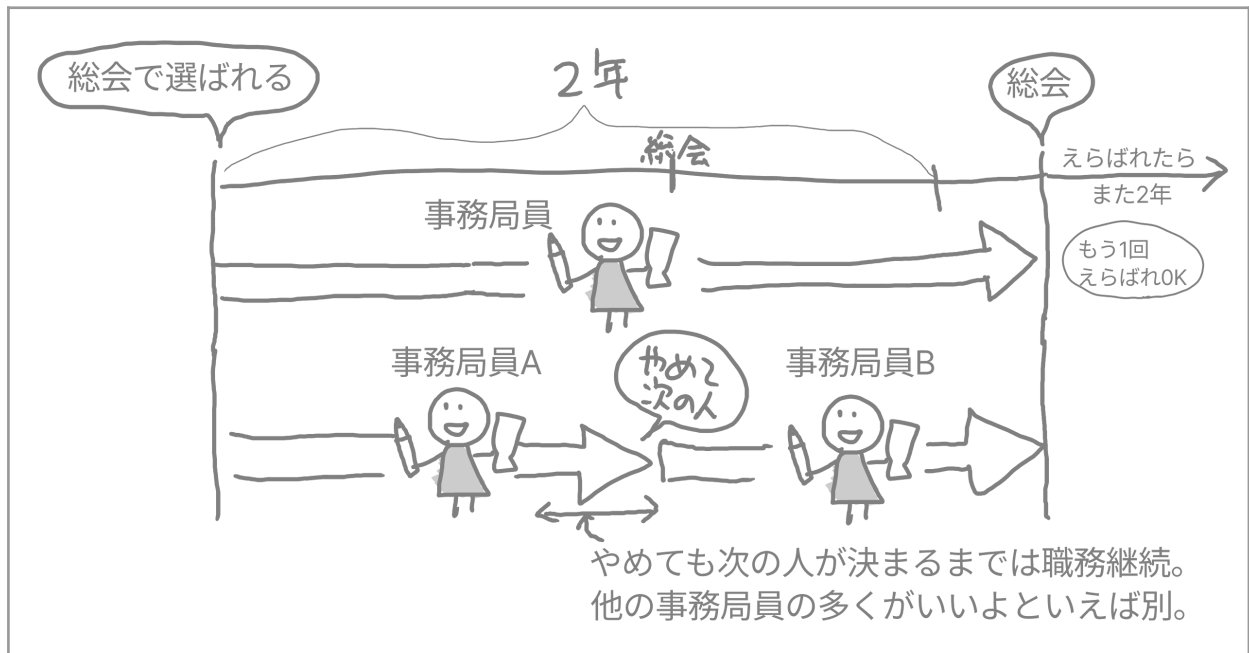
1. 代表は、わたしたち団体を代表し、業務を統括します。
2. 会計は、わたしたち団体の会計を担当します。
3. 監事は、わたしたち団体の活動、事務局員の業務執行状況、財産及び会計を監査します。
また監査の結果、わたしたち団体の業務、財産に関する不正の行為または法令若しくはこの団体規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告します。



4. 事務局員は、事務局会議¹⁰を構成し、第8条第1項に定められた事務局の業務を行います。

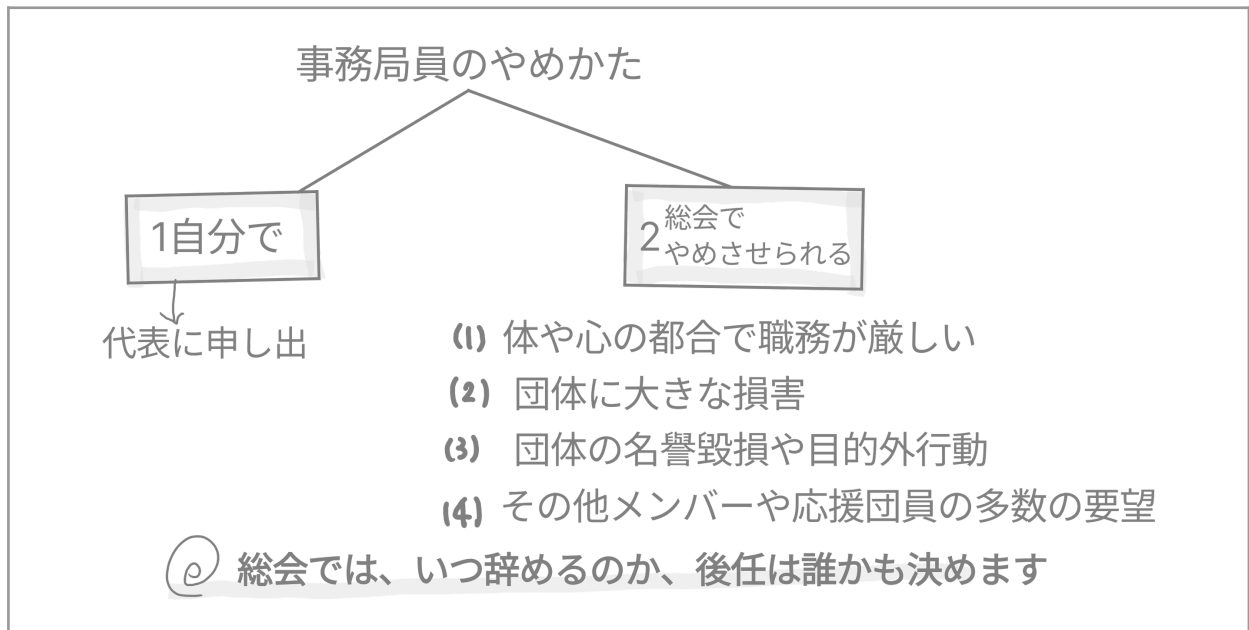
¹⁰ 事務局会議→第16条

第11条 事務局員の任期



1. 事務局員の任期は選任されてから2年経過した最初の臨時総会までです。ただし、再任することができます。
2. 補欠により選任された事務局員の任期は、前任者の残任任期とします。
3. 事務局員は、任期満了、辞任又は解任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。ただし、他の事務局員の2/3数以上の同意があれば、代表は後任者の就任までその職務を他の事務局員に担わせることが可能です。

第12条 事務局員の辞任・解任



1. 事務局員は、代表に申し出ることで辞任することができます。
2. 事務局員が以下のいずれかにあたるときは、その者に事情を説明する機会が与えられた上で、総会による決議¹¹により解任することができます。
 - (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) わたしたち団体に多大な損害を与えたとき。
 - (3) わたしたち団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (4) その他、全応援団員数の1／5以上の者が正当な理由を添えて解任を求めたとき。
3. 事務局員の解任の決議を行う際には、解任の日付け及び後任者も併せて決議しなければなりません。

¹¹ 総会の議決→「事務局員選任と解任」は第15条第5項(3)にあたります。

第13条 事務局員の報酬等

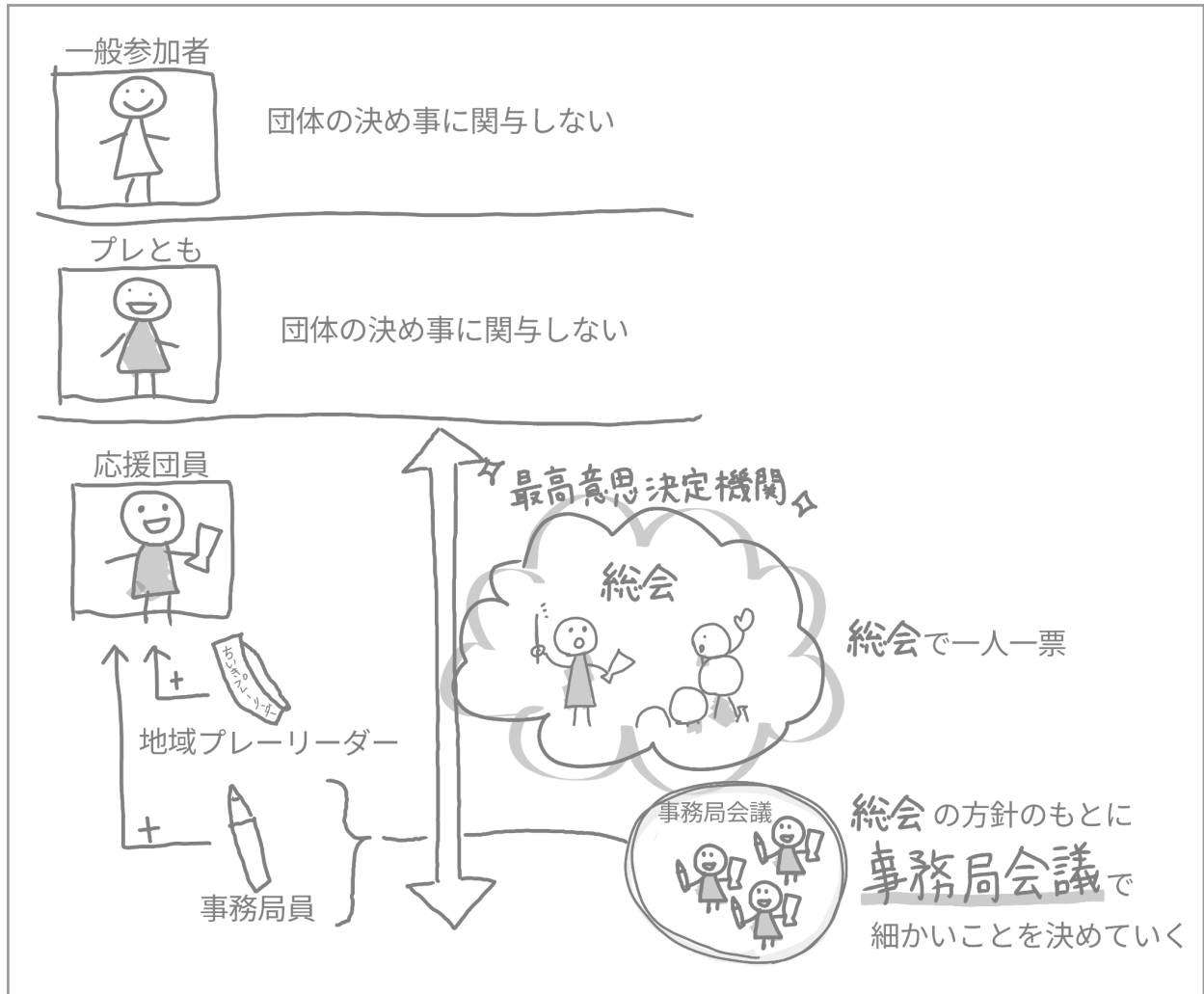


1. 事務局員は、報酬、賞与その他の職務執行の対価としてわたしたち団体から財産上の利益を受けることができます。財産上の利益の額は、総会の決議¹²によって定めます。

¹² 総会の議決→「事務局員の報酬等」は第15条第5項(4)にあたります。

第4章 団体の意思決定方法

第14条 意思決定



1. わたしたち団体の意思決定は、総会と事務局会議の決議によって行われます。

第15条 総会

1. 総会とは、応援団員によるわたしたち団体の最高意思決定機関です。代表により全応援団員が招集され、応援団員の1/3以上が参加しないと開会できません。わたしたち団体の総会は、定期総会と臨時総会とがあります。
2. 総会での意思決定の決議は、出席した応援団員による多数決によってなされます。可否同数のときは代表の決定によります。代表が偶数であるため代表の決も可否同数となった場合には、出席した応援団員による多数決からやり直します。
3. 応援団員以外の者であっても、代表の承認の上で、総会にて参考意見を述べることができます。
4. 定期総会は、年1回定期的に開催されます。開催は事業年度の終了後3ヶ月以内とし、以下の事について審議して議決します。
 - (1) 事業報告、収支決算、監査報告
 - (2) 次年度事業計画、活動予算
 - (3) この団体規約の条項の変更権者について(第23条第2項)
5. 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、または、応援団員数の1/5数以上から会議の目的を示した上で事務局に請求があったときに招集されます。以下の事について審議して議決します。
 - (1) 登録費その他の負担金等の金銭の徴収に関する事項(第5条)
 - (2) プレともまたは応援団員の登録解除(第7条第3項)
 - (3) 事務局員選任と解任(第9条、第12条)
 - (4) 事務局員の報酬等(第13条)
 - (5) 解散または合併(第21条)
 - (6) 解散における残余財産の帰属(第22条)
 - (7) この団体規約の以下の条項の変更(第23条)
 - i. 第2条「1. ビジョン(理想の未来)」
 - ii. 第2条「2. ミッション(理想の未来のために、なにをやるか)」
 - (8) その他運営に関する必要事項
6. 総会の議事録は、総会に参加した事務局員が作成します。議事録には以下の内容が記載されてなければいけません。
 - (1) 日時・場所
 - (2) 議決権を持つ応援団員数及び出席者数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他
7. 総会の議事録は、応援団員が事務局に請求したときには閲覧をさせなければなりません。

第16条 事務局会議

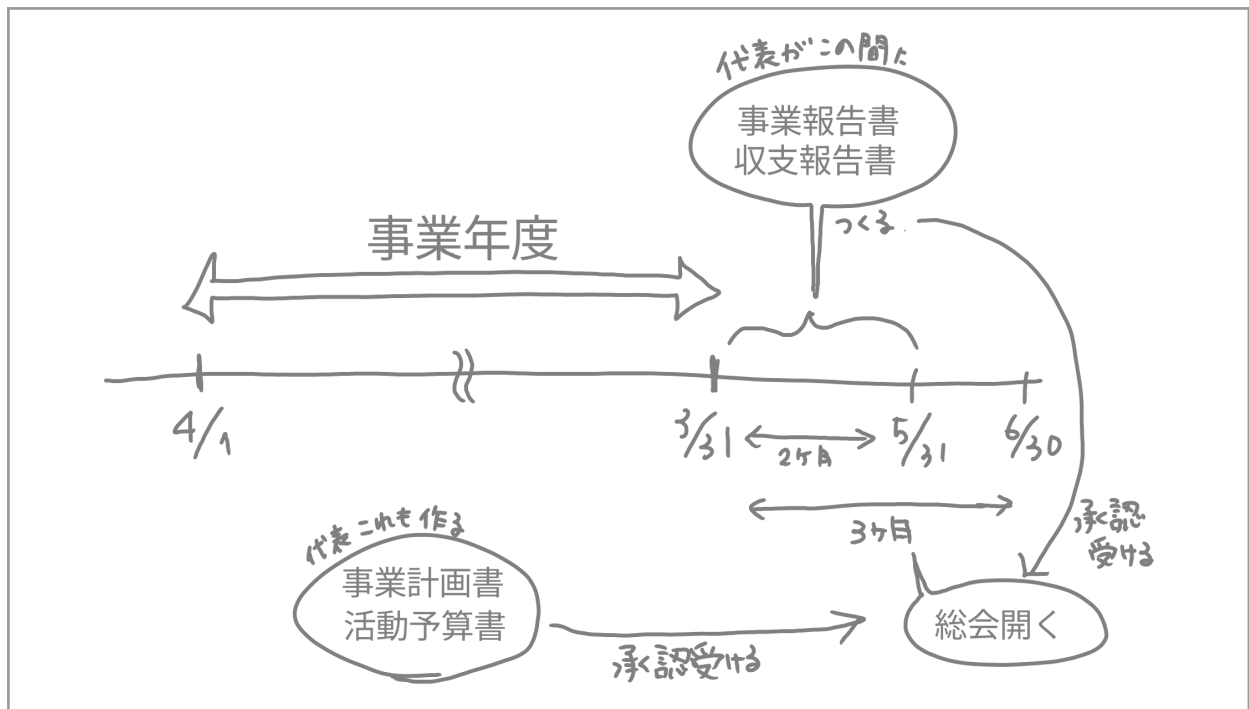
1. 事務局会議とは、事務局員をもって構成される、わたしたち団体の意思決定機関です。代表により全事務局員が招集され、監事を除く事務局員の半数以上が参加しないと開催できません。
2. 事務局会議での意思決定は、出席した事務局員による多数決によってなされます。可否同数のときは代表が決めます。代表が偶数で代表も可否同数となった場合には、出席した事務局員による多数決から一度のみやり直し、それでも決まらない場合には臨時総会を開いて意思決定¹³を行います。
3. 事務局員以外の者であっても、事務局員の要請により、事務局会議にて参考意見を述べることができます。
4. 事務局会議は、代表が必要と認めたとき、または事務局員2名以上による請求がなされたときに開催され、以下の事について審議して議決します。
 - (1) 総会で承認された事項の執行に関すること。
 - (2) この団体規約の変更。ただし、以下の条項を除く。(第23条)
 - i. 第2条「1. ビジョン(理想の未来)」
 - ii. 第2条「2. ミッション(理想の未来のために、なにをやるか)」
 - (3) その他のわたしたち団体の運営に関すること。
5. 事務局会議の議事録は、事務局会議に参加した事務局員が作成します。議事録には以下の内容が記載されてなければいけません。
 - (1) 日時・場所
 - (2) 審議事項及び議決事項
 - (3) 議事の経過及びその結果
 - (4) その他
6. 事務局会議の議事録は、応援団員が事務局に請求したときには閲覧をさせなければなりません。

* 総会と事務局会議まとめ *

総会		事務局会議
応援団員	だれが参加？	事務局員
応援団員の1／3以上が参加	開催条件は？	事務局員の半数以上が参加
多数決	決め方は？	多数決
定期総会：年1回 臨時総会：必要時	いつ開催？	必要時
団体の最高意思決定の場なので、 いろいろ決められる。 ビジョンとミッションの変更は 総会じゃないとできない。	何を決める？	総会の方針の下、細かいこと。 団体規約の変更はビジョンとミ ッション以外可能。

¹³ 総会の議決→「その他運営に関する必要事項」第15条第5項(8)にあたります。

第5章 事業運営



第17条 事業年度

1. わたしたち団体の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第18条 事業報告

1. 代表は事業年度終了後2カ月以内に、事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を受けなくてはなりません。
2. 事業報告書及び収支計算書は、総会での承認¹⁴を必要とします。

第19条 事業計画及び予算

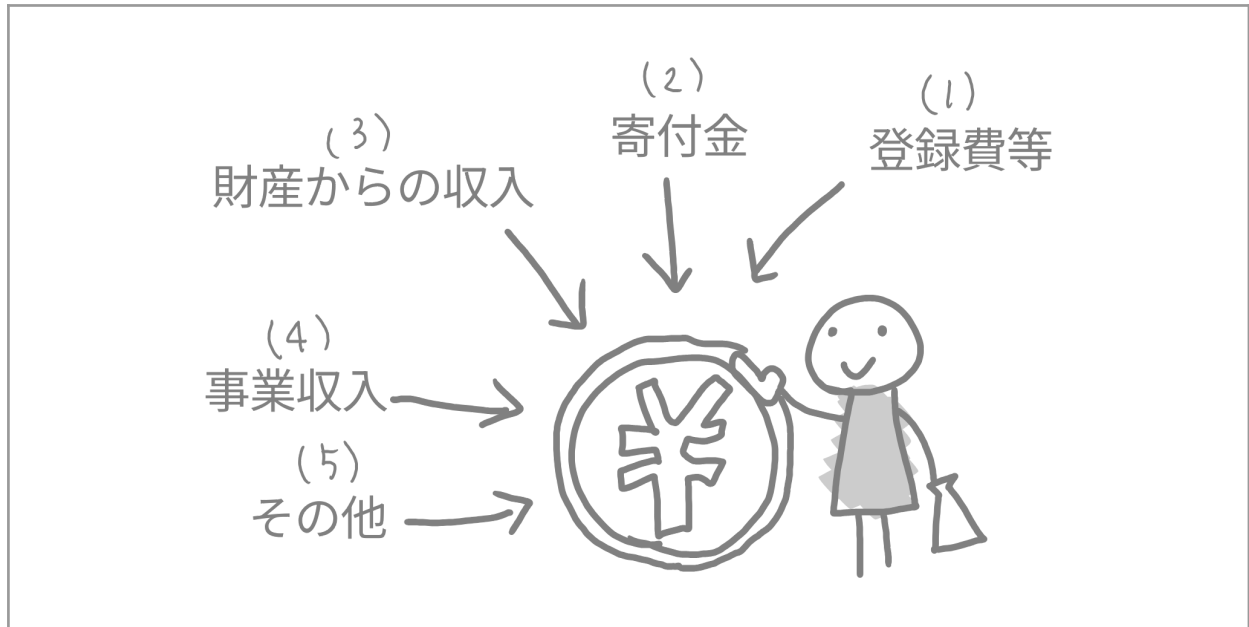
1. 代表は事業計画書及び活動予算書を作成しなければなりません。
2. 事業計画書及び活動予算書は、総会での承認¹⁵を必要とします。

¹⁴ 総会での承認→「事業報告、収支決算、監査報告」は第15条第4項(1)

¹⁵ 総会での承認→「次年度事業計画、活動予算」は第15条第4項(2)

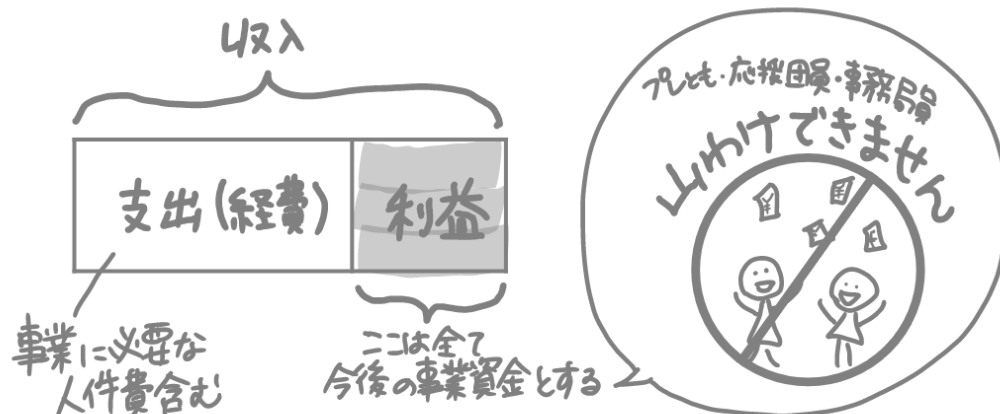
第6章 会計

第20条 資産



1. わたしたち団体の運営に要する経費は、以下をもって充てます。

- (1) 登録費その他の負担金¹⁶等
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入



2. わたしたち団体は、営利を目的としません。すなわち、わたしたち団体の得た剰余金(利益)は分配されることなく、すべて運営または事業資金となります。

¹⁶ 登録費その他の負担金→第5条

3. わたしたち団体は、その運営及び事業を行うにあたり、特定の個人または団体に特別の利益を与える行為を行うことを決定、または行うことはできません。なお、ここでいう「特別の利益」は、以下に引用する法人税法基本通達1-1-8(非営利型法人における特別の利益の意義)の定めと意義を同じくするものとします。

引用：法人税法基本通達1-1-8(平20年課法2-5「ニ」により追加)
(非営利型法人における特別の利益の意義)

1-1-8 令第3条第1項第3号及び第2項第6号《非営利型法人の範囲》に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。

- (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

なお、「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。

第7章 解散及び合併



第21条 解散及び合併

1. わたしたち団体は、総会の議決¹⁷によって解散または合併します。

第22条 解散における残存財産

1. わたしたち団体が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに財産が残っている場合、それを国・地方公共団体や一定の公益的な団体のどこに贈与するかを総会¹⁸の決議によって定めます。それでも定まらない場合は国へ贈与します。

¹⁷ 総会の議決→「解散または合併」は第15条第5項(5)にあたります。

¹⁸ 総会の議決→「解散における残余財産の帰属」は第15条第5項(6)

第8章 団体規約の変更

第23条 団体規約の変更



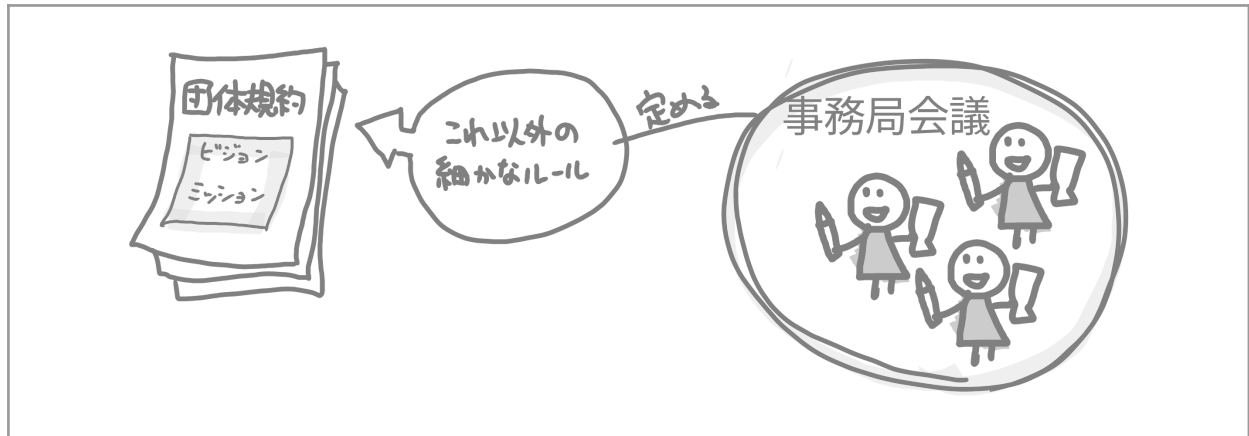
1. この団体規約の変更は総会で議決します。
2. 第1項の定めに関わらず、この団体規約の実施から2回目の定期総会までの間は、利便性を鑑みて、この団体規約は、以下の条項を除いて事務局会議で変更を議決¹⁹できるものとします。ただし、定期総会で議決²⁰された場合にはその後次の定期総会までの間引き続き事務局会議での変更を認めることが可能です。
 - (1) 第2条に定める「1. ビジョン(理想の未来)」
 - (2) 第2条「2. ミッション(理想の未来のために、なにをするか)」

¹⁹ 事務局会議の議決→「第2条1及び2項を除いた団体規約の変更」は第16条第4項(2)

²⁰ 定期総会の議決→「この団体規約の条項の変更権者について」は第15条第4項(3)

第9章 その他

第24条 細則



1. この団体規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、事務局会議での議決²¹を経て、順次定めていきます。

(附則)

この団体規約は2024年04月17日から実施します。

(市民団体光が丘プレーパーク設立年月日)
2023年10月01日

(団体規則承認)ver-1.0:2024年4月16日(総会)

(一部修正承認)ver-1.1:2024年4月18日(事務局会議)

- 第1条第3項「事務局を代表の自宅に」を「団体の所在地を代表の自宅に」に修正

(一部修正承認)ver-1.2:2024年11月28日(事務局会議)

わたしたち団体が非営利団体であることを明確に示すため、以下の追加及び修正並びに宣言を行った。

- 第20条第2項及び第3項を追加
- 第22条の文言を修正
- 設立から2024年11月28日までの間において、第20条第2項及び第3項の定めに反する行為がなかったことを確認し、宣言。

²¹ 事務局会議の議決→「その他のわたしたち団体の運営に関すること」は第16条第4項(3)